

## 高梁市職員森さんの過労死認定判決下る 公務災害補償基金の「公務外」決定取消の判決勝ち取る

8年前の2004年7月、森宏之さん(当時40歳)が、くも膜下出血を発症し死亡したのは公務による過労が原因であるとして、岡山地裁は8月29日、地方公務員災害補償基金の公務外認定処分を取り消し遺族の訴えを認めました。

### 職場でただ一人の文化財専門職

森宏之さんは、職場で唯一の文化財専門職として、重要文化財備中松山城の保存・復元整備をはじめとする文化財保護行政に携わっていました。また、亡くなる直前には、降雨による文化財の毀損対応、専門委員会のトラブルとその対応として休日返上の緊急調査、8月・9月に予定されていた全国レベルの研究會開催準備のなか、440頁にも及ぶ調査報告書の執筆・編集等に連日追われ、多くの業務を一手に担っていました。

### 時間外労働認めず、公務外との決定

しかし、基金はこれら時間外労働を承認済みと「合理的に推認できる時間を加算し」、認定基準を大きく下回っていると主張。また、「脳動脈瘤が3個存在しており、高血圧、喫煙、過度の飲酒等の危険因子があり、自然経過の中でたまたま公務中に発症したにすぎない」と公務が有力な原因でないと「先に業務外ありき」の判断を下しました。

### ただ一人の専門職、多忙さ認める

判決は、文化財が他市と比べて多い高梁市でただ一人の専門職員で、文化係長も担い、業務の多忙さと報告書完成期日遅延などでの昼休み、就業後、自宅での書類作成も時間外勤務と認め、「相談すれば公務と認められる研究・執筆活動」があることを認定しました。



記者会見する原告の森貴美さん

	基金の時間外勤務	認定された時間
1ヵ月前	40時間10分	141時間
3ヵ月前	102時間23分	310時間35分
6ヵ月前	251時間19分	696時間12分

また、「脳動脈瘤の破裂の危険性は年平均1-2%、高血圧症、喫煙、飲酒の程度も発症に重大な影響を与えたとは認められない」として「長時間の時間外勤務で、精神的、身体的に過重な負荷がかかった」と結論付けました。

### 勇気がいった。夫の存在認められた、過労死をなくしてほしい

判決後、記者会見した妻の貴美さんは、「3人の子供がまだ1, 5, 7歳の時に倒れて、争うことには勇気がいった。基金は調査したことをごまかして報告もしていた。真面目に仕事に向き合ってきた夫の存在が認められた。夫は戻ってこないが、死を無駄にしないために過労死がなくなしてほしい」と訴えました。これは、県内の多くの新聞、テレビが大きく報道しました。

基金に対して、「控訴するな」の要請FAXを取り組んでいます。(裏面、Hpにもあります)